

中期計画の試行に係る考え方について

1. 中期計画の試行の全体像および概要

試行①：活動と組織の網羅的な抽出【担当電力：関西】

- ・ 事業者防災業務計画を元に、網羅的に活動項目と組織を抽出し、中期計画の範囲を設定するステップを試行にて実施する。活動・組織の抽出結果を規制庁殿に確認いただき、緊急時対応に係る全ての活動項目および組織を網羅的に抽出できるかどうかを検証する。
- ・ 活動・組織の網羅的な抽出方法について、中期計画作成・運用要領に反映する。

試行②：活動項目ごとの部分的な中期計画の作成・運用【担当電力：3.の通り】

- ・ 緊急時対応に係る活動項目（現状15項目を抽出）から5項目程度を選定し、選定された活動項目に係る中期計画を作成する。
- ・ 作成した中期計画を元に、対象とする活動項目に係る訓練の年度計画の作成から、訓練実施後の中期計画への実績反映および中期計画見直し要否の確認までの一連のプロセスを試行的に実施し、規制庁殿によるレビューを含め、運用の成立性、実効性を検証する。
- ・ 試行を通じて確認された運用上の留意点等を、中期計画作成・運用要領に反映する。

2. 試行①に係る試行実施方法およびスケジュール

(1) 試行実施方法（添付1）

- ・ 関西電力の特定のプラントの事業者防災業務計画に基づき、緊急時対応に係る全ての活動項目を抽出する。
- ・ 抽出された活動項目に対して、事業者防災業務計画に基づき活動主体となる組織および連携する組織を抽出する。ただし、連携する組織の抽出にあたっては、必要に応じ、防災基本計画等の関係する資料も活用する。
- ・ 活動項目および関連組織の抽出結果について、規制庁殿との面談においてご確認いただく。
- ・ 中期計画の趣旨を踏まえて網羅的に活動項目および関連組織が抽出できることが確認できれば、その抽出方法を中期計画作成・運用要領に反映する。

(2) スケジュール

7月下旬までを目途に抽出作業を完了させ、面談にてご確認いただく。

3. 試行②に係る試行実施方法およびスケジュール

(1) 試行対象の活動項目の選定および担当電力選定の考え方

a. 試行対象の活動項目の選定の考え方（添付2 1頁目）

現時点までに抽出されている緊急時対応にかかる各活動項目（15項目）について、中期計画作成～年度計画作成の各ステップでの作業の難度を評価して比較整理した。整理した結果から、「訓練実績の多さ」、「指標による評価の詳細度」および「事業者の習熟程度」の3つの要素が、中期計画の作成の難度に大きく影響を及ぼす要素であることが示唆された。そのため、3つの要素の組合せが同じ項目を束ねて4種類に分類し、そのうえで効果的に試行を行うことができるよう、以下の通り試行対象とする活動項目を選定した。

分類①：本部運営（ERC 対応他）

- ・ ERC への情報連携を主とした対策本部を運営する活動。
- ・ 本活動に関しては、訓練実績が多く、指標による詳細な評価結果も充実しており、各社ともに基盤を活用し応用する段階に入っている。そのため、他の活動項目と比較して、詳細な現状分析が求められ、それに基づくより具体的な中期目標の設定や訓練計画等の作成が必要である。
- ・ 以上のことから、本活動について1社で試行を実施する。

分類②：支援組織との連携

- ・ 活動主体となる組織以外の支援組織と連携し行うあらゆる活動。
- ・ 本活動に関しては、これまで指標に基づく詳細な評価はない点で分類①と比較して具体的な目標設定等が難しいと考えられる。また、活動項目や関連する支援組織等によって、「訓練実績の多さ」、「事業者の習熟程度」が大きく異なり、これらの違いもまた中期計画の作成難度へ影響する。つまり、訓練実績が一定程度あり、活動基盤が十分に整っており習熟段階にある活動では、一定程度具体的な課題が見えており詳細な目標設定や達成水準の設定も可能と思われるが、一方で、訓練実績が少なく、基盤を充実している段階にある活動では、具体的な課題が特定できておらず詳細な目標設定や達成水準の設定が困難と考える。
- ・ 以上のことから、習熟段階にある活動について1社、基盤を充実している段階にある活動について1社とし、計2活動について2社で試行を実施する。

分類③：現場活動（事故収束）

- ・ 現場における事故収束を目的とした活動。
- ・ 本活動に関しては、これまで指標に基づく詳細な評価はないものの、訓練実績は多く、作成は可能と考えるが、稼働済プラントと未稼働プラントとで整備されている基盤（特に保安規定に基づく訓練）が異なり、中期計画の内容が異なる部分があることから、それらの異なる内容の中期計画について、作成可否の検証を行う必要がある。
- ・ 以上のことから、稼働済プラントで1社、未稼働プラントで1社、試行を実施する。

分類④：現場活動（その他）

- ・ 現場における事故収束以外を目的とした活動（避難や医療活動等）。
- ・ 本活動に関しては、3つの要素が分類②「支援組織との連携」と類似している。一方、分類②「支援組織との連携」と比較して、関係組織が内部組織に限定され制約事項が少ないことから、活動の見通しが立てやすく具体的な目標設定等が容易と思われる。
- ・ 以上のことから、分類②の試行を実施することで包含され、本活動項目については試行実施不要と判断した。

b. 試行担当電力の選定の考え方（添付2 2頁目）

上記より、添付1の通り5項目について、5社を選定し試行を実施する。（一部は調整中）

(2) 試行実施方法

<各試行担当電力における試行実施>

- ① 中期計画（1項目のみ）を作成する。（添付3）
 - ・ 中期計画作成・運用要領（案）に基づき、複数年分（各社で3～5年程度に設定）の中期計画の作成を行う。
⇒各試行担当電力が作成した中期計画は、関西電力を含む中期計画コアメンバー※によりチェックを行う。
- ② 訓練実施の約2か月前に、①で作成した中期計画を規制庁殿に面談にてご確認いただく。
 - ・ 事業者は中期計画作成・運用要領（案）の作成各ステップについて分析・検討結果を説明する。
⇒必要に応じ、中期計画コアメンバー※が面談を傍聴し、中期計画作成・運用要領（案）の解釈の明確化が必要な部分等について議論する。
- ③ ①で作成した中期計画に基づき、当該年度の年度計画を作成する。
- ④ 訓練実施の約5週間前に、年度計画を規制庁殿に面談にてご確認いただく。
 - ・ 事業者は年度訓練計画の内容や達成水準等について、①で作成した中期計画との関連を踏まえて説明する。
- ⑤ 訓練実施
- ⑥ 訓練評価指標に基づく訓練評価（自主評価）
- ⑦ 訓練実施の約5週間後に、当該年度訓練の評価結果を規制庁殿に面談にてご確認いただく。
- ⑧ （対象訓練を含め今年度の訓練報告書を提出した後に）中期計画に訓練実績を書き込む。
 - ・ 事業者は中期計画作成・運用要領（案）に基づき、訓練実績および気づき事項・訓練評価を追記する。
- ⑨ 訓練の結果を反映した後の中期計画を規制庁殿に面談にてご確認いただく。
 - ・ 事業者は、訓練の結果を踏まえ、中期計画の見直し要否の確認結果を説明する。
⇒必要に応じ、中期計画コアメンバー※が面談を傍聴し、作成・運用要領の解釈の明確化が必要な部分等について議論する。

※：中期計画コアメンバーは、関西電力、九州電力、東京電力、四国電力を指す。

<関西電力による試行結果とりまとめ>

- ⑩ 試行の結果を関西電力が集約し、作成・運用要領に基づく活動の成立性・実効性を検証する。
 - ・ 試行結果から、試行の目的に照らして、当初の中期計画作成・運用要領で解釈の明確化等が必要な部分を抽出する。
- ⑪ 中期計画作成・運用要領への反映
 - ・ 上記⑩の作成・運用要領で解釈の明確化等が必要な部分を改善する。
 - ・ 試行で作成した中期計画は、今後の作成・運用時のガイドとなるよう、記入例の形に加工し、作成・運用要領へ取り込む。

(3) スケジュール

各試行担当電力が実施する試行対象とする訓練のスケジュールに基づき実施する。各社の試行実施スケジュールについては今後、関西電力にて集約・整理し、ご提示する。

以 上

緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画の範囲設定シート(本店対策本部)

活動主体	No.	活動項目	活動内容	活動主体となる組織	連携する組織
本店 対策 本部	1	本店対策本部の本部運営	以下防災業務計画に基づく、本店対策本部の本部運営 ・3章 第1節 2.「施設等の立上げ」 ・3章 第2節 12.「応急復旧」	本店警戒本部 本店対策本部	ERC プラントメーカー 協力会社
	2	原子力事業所災害対策支援拠点の設置・運営	以下防災業務計画に基づく、原子力事業所災害対策支援拠点の設置・運営 ・3章 第1節 2.「施設等の立上げ」 ・3章 第1節 6.「原子力事業所災害対策支援拠点の活動」	本店対策本部(若狭)	協力会社 実働組織(自衛隊、消防等)
	3	他事業者支援組織との協定に基づく連携	以下防災業務計画に基づく、他事業者支援組織との協定に基づく連携 ・3章 第1節 7.「他の原子力事業者等への支援の要請」	本店対策本部 原子力設備班	他原子力事業者 美浜原子力緊急支援センター
	4	社内他部門との支援要請連携	以下防災業務計画に基づく、社内他部門との支援要請連携 ・3章 第2節 12.「応急復旧」	本店対策本部(若狭)	本店対策本部(中之島) 設備班
	5	原子力災害医療	以下防災業務計画に基づく、原子力災害医療 ・3章 第2節 5.「原子力災害医療」	本店対策本部 共通班 (保健担当)	原子力安全研究協会
	6	住民対応支援 避難所・避難退避域時検査場所への要員派遣	以下防災業務計画に基づく、住民対応支援 避難所・避難退避域時検査場所への要員派遣 ・3章 第2節 10.「美浜(大飯、高浜)地域の緊急時対応」 ・3章 第2節 14.「被災者相談窓口の設置」	本店対策本部(若狭)	地方公共団体
	7	OFCでの外部組織との情報連携活動	以下防災業務計画に基づく、OFCでの外部組織との情報連携活動 ・3章 第2節 9.「要員の派遣、資機材の貸与」 ・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」	本店対策本部(若狭)	OFC各班
	8	自治体対策本部での情報連携活動	以下防災業務計画に基づく、自治体対策本部での情報連携活動 ・3章 第2節 9.「要員の派遣、資機材の貸与」 ・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」	本店対策本部(若狭)	所在都道府県(福井県) 所在市町村(美浜町、高浜町、おおい町) 関係周辺都道府県(京都府、滋賀県、岐阜県) 関係周辺市町村(福井県の敦賀市、おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町、南越前町、越前町、小浜市、京都府の京都市、舞鶴市、綾部氏、南丹市、京丹波市、宮津市、伊根町、福知山市、滋賀県の高島市、岐阜県の揖斐川町)
	9	広報活動	以下防災業務計画に基づく、広報活動 ・3章 第2節 11.「広報活動」	本店対策本部 共通班 (広報担当) 発電所対策本部 広報班	ERC広報班

緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画の範囲設定シート(発電所対策本部:美浜)

活動主体	No.	活動項目	活動内容	活動主体となる組織	連携する組織
発電所 対策 本部 (美浜)	10	発電所対策本部の本部運営	以下防災業務計画に基づく、発電所対策本部の本部運営 ・3章 第1節 1.「警戒体制および原子力防災体制の発令等」 ・3章 第1節 2.「施設等の立上げ」 ・3章 第1節 3.「通報の実施」 ・3章 第1節 4.「情報の収集と報告」 ・3章 第1節 5.「通話制限」 ・3章 第2節 1.「応急措置の実施および概要の報告」 ・3章 第2節 8.「線量評価」 ・3章 第2節 9.「要員の派遣、資機材の貸与」 ・3章 第2節 12.「応急復旧」 ・3章 第3節 1.「原子力緊急事態の通報」 ・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」	原子力防災管理者 発電所警戒本部 発電所対策本部 情報班 発電所対策本部 総務班 発電所対策本部 放射線管理班 発電所対策本部 発電班	プラントメーカー 協力会社
	11	退避誘導	以下防災業務計画に基づく、退避誘導 ・3章 第2節 2.「退避誘導および発電所内入域制限」	発電所対策本部 発電所対策本部 総務班 発電所対策本部 広報班 発電所対策本部 保修班 発電所対策本部 安全管理班	
	12	原子力災害医療	以下防災業務計画に基づく、原子力災害医療 ・3章 第2節 5.「原子力災害医療」 ・3章 第2節 6.「二次災害防止に関する措置」	発電所対策本部 総務班 発電所対策本部 放射線管理班 発電所対策本部 保修班	原子力安全研究協会
	13	事故の拡大防止のための現場作業	以下防災業務計画に基づく、事故の拡大防止のための現場作業 ・3章 第2節 13.「原子力災害の拡大防止を図るための措置」	発電所対策本部 発電所対策本部 総務班 発電所対策本部 広報班 発電所対策本部 保修班 発電所対策本部 安全管理班	
	14	消火活動	以下防災業務計画に基づく、消火活動 ・3章 第2節 4.「消火活動」	発電所対策本部 総務班 発電所対策本部 発電班 発電所対策本部 保修班	消防署
	15	緊急時モニタリング、汚染拡大防止措置	以下防災業務計画に基づく、緊急時モニタリング、汚染拡大防止措置 ・3章 第2節 3.「放出放射線量の推定」 ・3章 第2節 7.「汚染拡大の防止および防護措置」	発電所対策本部 放射線管理班	

中期計画の試行項目の抽出

	中期計画 作成要領の 記載項目	中期計画作成ステップ						訓練設計 (年度計画)	試行として の評価
		訓練実績等の整理		改善領域の抽出		中期的 目標 設定	訓練計画 (中期計画)		
		訓練実績 の整理	訓練評価・気づき 事項の整理	段階評価	改善領域の 抽出				
試行としての 評価の視点	訓練実績 の多さ	指標による評価 の詳細度	事業者の 習熟程度	現状で改善 領域の抽出 ができるか	現状で中期的 目標が設 定できるか	現状で中期計画 が策定できるか	現状で中期計画に基 づき、訓練設計の根 拠を説明可能か		
活動の 類型化	①本部運営 (ERC対応他) ・本店本部運営 ・発電所本部運営 ・広報活動	○	○	○	○	○	○	○	1社実施 ・ 従前から実施しているため作 成は容易と思われるが、 <u>多数 の訓練実績と詳細な評価結 果から詳細な現状分析が必要 であり、1社で実施</u>
	②支援組織 との連携 ・後方支援拠点の 設置運営 ・他事業者との連携 ・他部門との連携 ・原子力災害医療 ・住民避難支援 ・OFC活動 ・自治体本部活動	△ ∩ ▲	△	△ ∩ ▲	△ ∩ ▲	△ ∩ ▲	△ ∩ ▲	▲	2社実施 ・ 活動項目によって、訓練実績 の多寡や習熟程度が異なるた め、 <u>比較的習熟している活動 と、基盤を充実している活動に ついて1社ずつ実施</u>
	③現場活動 (事故収束) ・事故の拡大防止の ための現場作業 ・消火活動 ・モニタリング	○	△	○ ∩ △	○	○	○	○ ∩ △	2社実施 ・ 稼働済プラントと未稼働プラ ントで基盤整備状況が異なるた め、 <u>稼働済プラントで1社、未 稼働プラントで1社実施。</u>
	④現場活動 (その他) ・退避誘導 ・原子力災害医療	△	△	△	△	○	○	△	実施なし ・ 3つの要素が②と類似してい るが、②と比較して関係組織が 内部に限定されることから、目 標設定等が容易。 ・ ②の試行を実施することで包 含されるため実施不要と判断。

中期計画の作成難度に影響を与える3つの要素

【凡例】 ○：高程度
△：中程度
▲：低程度

中期計画の試行担当電力の分担（案）

活動の類型化	試行対象項目	試行の目的	試行担当電力
①本部運営 （ERC対応他） ・本店本部運営 ・発電所本部運営 ・広報活動	本店対策本部の本部運営	<ul style="list-style-type: none"> 本部運営（ERC対応他）の活動に係る訓練について、<u>多数の訓練実績と詳細な評価結果から、詳細な現状分析を行い、具体的な目標設定や訓練計画が作成でき、その根拠を説明できるかを検証する。</u> 	調整中
②支援組織との連携 ・後方支援拠点の設置運営 ・他事業者との連携 ・他部門との連携 ・原子力災害医療 ・住民避難支援 ・OFC活動 ・自治体本部活動	後方支援拠点の設置運営	<ul style="list-style-type: none"> 支援組織との連携の活動のうち、整備された基盤に基づく活動の習熟を図る段階において実施する訓練について、<u>これまでの実績から自己分析でき、習熟を図るために適切な訓練を計画でき、その根拠を説明できるかを検証する。</u> 作成した中期計画に基づく当該年度の訓練計画および訓練実施結果を、<u>指標9を用いて評価し、その結果を説明できるかを検証する。</u> 	九州電力
	未定 （担当電力にて検討中）	<ul style="list-style-type: none"> 支援組織との連携の活動のうち、基盤（マニュアル等）を充実する段階において実施する訓練について、<u>現状の基盤整備状況を把握し、基盤を充実するために適切な訓練が計画でき、その根拠を説明できるかを検証する。</u> 作成した中期計画に基づく当該年度の訓練計画および訓練実施結果を、<u>指標9を用いて評価し、その結果を説明できるかを検証する。</u> 	四国電力
③現場活動 （事故収束） ・事故の拡大防止のための現場作業 ・消火活動 ・モニタリング	事故の拡大防止のための現場作業 （現場シーケンス訓練のあり方の検討）	<ul style="list-style-type: none"> 現場の事故収束活動のうち、整備された基盤を柔軟に活用し対応する能力を育成する段階において実施する、<u>現行の現場シーケンス訓練の枠を超えた、自由な難易度設定が可能な現場実動訓練を対象に、柔軟に対応する能力を育成するために適切な訓練が計画でき、その根拠を説明できるかを検証する。</u> 訓練実施結果を、<u>意思決定・現場実動等の能力に係る評価指標案を用いて評価・分析し、その評価結果を説明できるかを検証する。</u> 	関西電力
	事故の拡大防止のための現場作業	<ul style="list-style-type: none"> 現場の事故収束活動のうち、整備された基盤に基づく活動の習熟を図る段階において実施する、<u>防災訓練における現場実動訓練等を対象に、習熟を図るために適切な訓練が計画でき、その根拠を説明できるかを検証する。</u> 訓練実施結果を、<u>意思決定・現場実動等の能力に係る評価指標案を用いて評価・分析し、その評価結果を説明できるかを検証する。</u> 	東京電力

緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画(本店対策本部)【記入例】

組織全体の中期的な目標

・原子力事業所災害対策支援拠点の設置・運営について、当該中期計画期間中での実動組織(自衛隊、消防等)との連携訓練に向けた関係性構築やマニュアル整備等に注力する。

活動主体	No.	活動項目	中期の取組事項・達成水準	訓練実施計画			
				N年	N+1年	N+2	N+3
本店 対策 本部	1	本店対策本部の本部運営	内容 ● (XXX)	● (XXX)	● (XXX)	● (XXX)
	2	原子力事業所災害対策支援拠点の設置・運営	・支援拠点(中核施設、前線施設)の設置、運営に係る実動訓練により習熟を図る。 ・N+3年度までに、支援拠点での活動における実働組織(自衛隊)と連携した図上演習を行うことにより改善課題の網羅的な抽出を完了させる。	内容 ● 訓練方法:情報連携 目的:習熟 内容:支援拠点と本店本部の情報連携(従前とあり)	— 訓練方法:意見交換 目的:課題抽出 内容:自衛隊との防災時活動における意見交換	● 訓練方法:実動 目的:習熟および実効性検証 内容:物品や応援要員の受け入れ・管理・搬出	○ 訓練方法:図上演習 目的:課題抽出 内容:自衛隊との図上演習訓練
	3	他事業者支援組織との協定に基づく連携	内容 ○ (XXX)	● (XXX)	—	—
	4	社内他部門との支援要請連携	内容 —	○ (XXX)	● (XXX)	—
	5	原子力災害医療	内容 ○ (XXX)	—	—	○ (XXX)
	6	住民対応支援 避難所・避難退域時検査場所への要員派遣	内容 —	○ (XXX)	—	● (XXX)
	7	OFCでの外部組織との情報連携活動	内容 ● (XXX)	—	○ (XXX)	—
	8	自治体対策本部での情報連携活動	内容 ● (XXX)	—	○ (XXX)	—
	9	広報活動	内容 —	○ (XXX)	—	● (XXX)

【凡例】
●:訓練の実施【指標に基づく評価を行う】
○:訓練の実施【指標に基づく評価を行わない】
—:訓練以外の活動の実施

改善領域抽出シート【記入例】

活動項目2: 後方支援拠点の設置と運営

①2020年～2023年の中期計画における実施実績

2020年: 支援拠点活動に係るマニュアルを改訂
2021年: 支援拠点活動に係るマニュアルを改訂
中核施設に係る拠点設定、設営、運用開始に関する情報連携訓練
2022年: 支援拠点活動に係るマニュアルを改訂
中核施設および前線施設に係る拠点設定、設営、運用開始に関する情報連携訓練
前線施設における要員等の出入り管理活動の実動訓練
2023年: …

②訓練評価結果、気づき事項

- 前線施設において、設営作業においてトランシーバーを使用する際や、警戒区域から退域する要員に対するタイベックの脱衣する際などに、手間取る様子が見られた。
- 上記のふるまいの原因として、マニュアルが不明確であることが確認された。
- 訓練評価結果から、指標9-3、9-4において、部分的な実動の訓練にとどまっているとの評価を受けている。(中核施設における要員・物品の受け入れ・管理や、中核施設から前線施設を介しての発電所への要員・物品の輸送、前線施設での警察との連携等)

③緊急時対応組織の更なる能力向上に向けた改善領域

- マニュアルに従い、支援拠点の設営から運営開始までの一連の活動は実行可能であることが確認された。今後、活動をよりスムーズに行うために、実働訓練を通じて、習熟していくことが望ましい。
- 通信機器や放射線防護具の使用時の注意事項を現場で参照できるようマニュアル等の充実が望ましい。
- 物品や応援要員の受け入れ・管理・搬出、支援拠点と前線施設の情報連携については、今後実動訓練等で、整備されたマニュアル等の実効性を検証する必要がある。
- 支援拠点での活動における実動組織との連携に係るマニュアル等の基盤充実に向けた取り組みが必要である。

取組事項・達成水準設定シート【記入例】

④2024年～2027年の中期計画における具体的な取組事項・達成水準

- 支援拠点(中核施設、前線施設)の設置、運営に係る実動訓練により習熟を図る。【対象要員の全員が実動訓練に1回以上参加】
- N+3年度までに、支援拠点での活動における実働組織(自衛隊)と連携した図上演習を行うことにより改善課題の網羅的な抽出を完了させる。【期間内で実施】

⑤2027年以降に取り組むべき改善領域

- 前線施設運営に係る長期的対応(後方支援拠点の移転等)
- 支援拠点での活動における実働組織(自衛隊)と連携した訓練(情報連携、実働)の実施

達成度分析シート【記入例】

活動項目2: 後方支援拠点の設置と運営

⑥2024年～2027年の中期計画における実施実績

2024年: …

2025年: …

2026年: …

2027年: …

⑦訓練評価結果、気づき事項

- …
- …
- …

⑧2024年～2027年の取組事項に対する達成度分析

- …
- …
- …

試行実施人

緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画(本店対策本部)【記入例】

組織全体の中期的な目標

・現場における事故収束活動について、従前より行ってきた現場活動に係る訓練において習熟度の向上が図られていることから、より多様なシナリオや臨機な対応を含んだ訓練に取り組むことに注力する。

活動主体	No.	活動項目	中期の取組事項・達成水準	訓練実施計画			
				N年	N+1年	N+2	N+3
発電所 対策 本部 (美浜)	10	発電所対策本部の本部運営	内容 ● (xxx)	● (xxx)	● (xxx)	● (xxx)
				評価者 (実績)			
	11	退避誘導	内容 ○ (xxx)	○ (xxx)	○ (xxx)	○ (xxx)
				評価者 (実績)			
	12	原子力災害医療	内容 ○ (xxx)	○ (xxx)	○ (xxx)	○ (xxx)
				評価者 (実績)			
13	事故の拡大防止のための現場作業	別紙	内容 別紙				
			評価者 (実績)				
14	消火活動	内容 ○ (xxx)	○ (xxx)	○ (xxx)	○ (xxx)	
			評価者 (実績)				
15	緊急時モニタリング、汚染拡大防止措置	内容 ○ (xxx)	○ (xxx)	○ (xxx)	○ (xxx)	
			評価者 (実績)				

【凡例】
● 訓練の実施【指標に基づき評価を行う】
○ 訓練の実施【指標に基づき評価を行わない】
- 訓練以外の活動の実施

I. 保安規定に基づく訓練

(1)「重大事故等発生時の体制の整備」に係る事項

保安規定に基づく訓練の分類		中期の取組事項・達成水準
事象分類	保安規定上の訓練名称	
1. 重大事故等対策	ア	力量の付与のための教育訓練
	イ	力量の維持向上のための教育訓練
	ウ(ア)a	中央制御室主体の操作に係る成立性確認(シミュレータによる成立性確認)
	b(a)	机上訓練による有効性評価の成立性確認
	(b)	技術的能力の成立性確認
2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応における事項	ア	力量の付与のための教育訓練
	イ	力量の維持向上のための教育訓練
	ウ	技術的能力の確認訓練
	エ(ア)a	技術的能力の成立性確認
	b	APC等時の成立性の確認訓練

訓練計画 ^{※1}			
N年	N+1年	N+2	N+3
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○

(2)「保安教育」に係る事項

大分類	中分類(実用炉規則第9条2条の内容)	小分類	中期の取組事項・達成水準
その他反復教育	原子炉施設の運転に関する事項	異常時対応(現場機器対応) ^{※2}
		異常時対応(特重施設対応) ^{※2}	
		異常時対応(中央制御室内対応) ^{※2}	
		異常時対応(指揮、状況判断) ^{※2}	

訓練計画 ^{※1}			
N年	N+1年	N+2	N+3
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○

II. 自主活動

訓練名称	訓練内容	中期の取組事項・達成水準	訓練計画				
			N年	N+1年	N+2	N+3	
緊急時対応能力の向上に資する手順書や体制を柔軟に活用する現場シナリオ訓練【通称:現場シナリオ訓練(6種)】	多様なシナリオ設定のもと臨機な判断や対応を確認する場面設定を行える訓練を実施する。	内容	○ 訓練方法:実働 目的:課題抽出・習熟 内容:...	○ 訓練方法:実働 目的:課題抽出・習熟 内容:...	○ 訓練方法:実働 目的:課題抽出・習熟 内容:...	○ 訓練方法:実働 目的:課題抽出・習熟 内容:...
発電所の緊急時対策所や中央制御室の指揮者の判断能力向上のための訓練【通称: I 型訓練】	発電所対策本部と中央制御室との原子力緊急時の連携対応を定める訓練を実施する。	内容	○ 訓練方法:実働 目的:課題抽出・習熟 内容:○○シナリオ	○ 訓練方法:実働 目的:課題抽出・習熟 内容:○○シナリオ	○ 訓練方法:実働 目的:課題抽出・習熟 内容:○○シナリオ	○ 訓練方法:実働 目的:課題抽出・習熟 内容:○○シナリオ
現場対応力向上のための訓練【通称: II 型訓練】	現場実働訓練において、マルファンクション(通信不良、人数不足等)により手順遂行に支障が出た場合の臨機な対応をプレイヤーに求める訓練を実施する。	内容	○ 訓練方法:実働 目的:課題抽出・習熟 内容:通信不良	○ 訓練方法:実働 目的:課題抽出・習熟 内容:人数不足	○ 訓練方法:実働 目的:課題抽出・習熟 内容:未定	○ 訓練方法:実働 目的:課題抽出・習熟 内容:未定
			評価者(実績)				

※1 保安規定に基づく頻度で実施する。

※2 重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する事に限る。